

平成29年度第6回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年9月13日(水)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年9月13日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸
14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子

5. 欠席委員は次のとおりである。

11番 土山 秋吉

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第13号 許可不要転用届について

議案第27号 農地の買受適格証明願(耕作目的)について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第32号 長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について

その他

事務局	<p>御起立願います。礼。着席。</p> <p>それでは、ただいまから、平成29年度第6回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
濱北会長	<p>初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>改めまして、おはようございます。</p> <p>この前まで猛暑、猛暑ということで、暑い暑いと言いました夏もようやく過ぎようかなという気候になってきました。もう朝夕はすっかりした涼しい朝だと思っております。今年は特に真昼は暑かったかなと。毎年毎年暑くなっているような気がいたします。今のところ台風も来ずに、稲の発育もよくて、順調にいつているのではないかなと思っておりますが、18号の台風がどうなるか、今後非常に心配だなと思っております。新聞にも載っておりますが、ウンカの発生は今からがすごいです。よく管理をしていただきたいと思います。</p> <p>今日は平成29年度第6回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席の御報告をいたします。11番の土山委員から欠席の届け出の連絡がっております。本日の出席委員は16名中15名でございます。定足に達しておりますので、総会成立であることの御報告をいたします。</p> <p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行におきましては濱北会長をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>それでは、始めます。これより議事に入ります。</p> <p>本日の提出議案は、報告第13号「許可不要転用届について」、議案第27号「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第31号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第32号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について」を議題といたします。</p> <p>まず、長洲町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名押印しなければならないとなっており、本日の議事録署名委員は、10番濱口委員、12番徳山委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めます。1ページです。</p> <p>報告第13号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第13号でございます。許可不要転用届がありましたので、次のとおり御報告いたします。</p> <p>受付番号の2番です。</p> <p>申請人は、新町区在住の方でございます。</p> <p>許可不要物件の表示でございますけれども、大字長洲字内牟田366番の1、</p>

481㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに畑となっております。

申請理由といたしましては、農地法第4条第1項第8号の同法施行規則第29条第1号の規定に基づき、農地を転用するものでございます。こちらにつきましては、耕作の事業を行う者がということで、2アール未満の農地に限りませけれども、農業用施設に供する場合は許可不要ということになります。

申請につきましては、農業用倉庫建設で、既存の施設のほうが92.28、新規施設のほうが94.77ということで、合計の面積が187.05㎡になっております。

申請地につきましては、次のページに字図を載せております。申請地の北側に四角で囲んであるのが既存の施設です。川のほうですね。申請地という指で指している住宅の横のやつが既存の施設です。それから、道側に行ったところ、南側の道路沿いのところに新しく建設されております。場所はこの浦川の近くです。梅田のセブンイレブンから長洲のマルエイのほうに行く道沿いのところでございます。

以上で、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

どうぞ。

池本委員

報告事項に入っていますけれども、今、2㎡以上の場合は……。

濱北会長

2アール。

池本委員

あ、2アール。

事務局

200㎡です。

池本委員

200㎡になるの。

濱北会長

2㎡じゃなくて200です。

池本委員

200㎡未満の場合は申請はいいわけですか。

事務局

農業施設であれば。そういう農業倉庫を建てるとか、そういう場合であれば許可不要です。

池本委員

ここは92.28と94.77でしょう。それから、92.28を既存の農業倉庫に継ぎ足してつくるわけですかね。

事務局

別棟です。

池本委員

棟は別ですね。じゃあ、92と94で建てらすわけですね。

事務局

二つ。

池本委員

200㎡未満は……。

事務局

許可不要。ただし、地目変更はできません。全部をそれにするわけじゃないですよ。たまたま……。例えば1反あるうちの200㎡未満に、自分が農業をするために農業に関する施設を建てたいと。本来であれば、一番の理想は200㎡だけを分筆していただいて、4条申請とかをしていただくなれば地目変更もちろ成りますけれども、この場合については一部転用になり、既存上はまだ畑も残っておりますので、地目変更はなかなか難しいかと思えます。ということで、許可不要ということですよ。

馬場委員 事務局 事務局 池本委員 事務局	<p>倉庫を壊したら、また農地になるとたいね。</p> <p>そうですね。基礎まで全部……。</p> <p>基礎までほんとうに壊すならですね。</p> <p>これ、じゃあ、税制上はどうなっとるんですか。</p> <p>税務課のほうは多分これを見られるとは思いうし、この議案も見ておられると思いますので。あとは多分、建築確認等も入れれば建物固定とかも入ってくるかとは思いますが。評価はされると思います。この部分に関してですよ。そこは税務課が判断されるので。</p>
池本委員 事務局 馬場委員 事務局	<p>見らんけなな。倉庫が一番よかったいね。</p> <p>いやいや、それはちょっと。</p> <p>乗用車とか入れたらだめですたいね。</p> <p>そうです。農業用というところの許可不要のあれになりますので、個人的車庫とかというので、これを使うのはよろしくないと思います。</p>
濱北会長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>ありません の声有</p>
濱北会長	<p>なければ、報告第13号を承認し、終わります。</p> <p>次に進みます。4ページです。</p> <p>議案第27号「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第27号でございます。農地の競売（公売）に対する買受適格証明願の申請について、次のとおり提出いたします。</p> <p>受付番号の1番でございます。</p> <p>申請人は平原区在住の方で、申請地の所在ですけれども、大字清源寺字遠見下3180番の1、こちらのほうが979㎡、同じく3180番の3、こちらが994㎡、同じく3248番、こちらが1,009㎡になっております。</p> <p>地目は、全て台帳・現況ともに田となっております。</p> <p>申請理由といたしましては、平成29年9月14日に実施されます農地の競売（公売）に対する買受適格証明願でございます。</p> <p>申請人の経営状況等について御説明いたします。経営面積は6,089㎡、家族3人で農作業に従事されておられます。買受希望地につきましては、水稻を作付するということでございました。</p> <p>機械の所有状況ですけれども、トラクター1台、軽トラック1台を所有され、田植え機は借用されるということで、作業を行われております。水稻の刈り入れにつきましては、コンバイン1台、乾燥機1台を委託されております。</p> <p>地域との調和要件ですけれども、周囲の営農状況につきましては、隣接する土地へ被害、影響がないように草等の除草に努め、田を計画的に耕すことを定期的に計画していくということでございました。</p> <p>以上で、受付番号1番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局の説明がありました。補足説明を担当委員の13番馬場委員にお願いいたします。</p>

馬場委員	<p>13番の馬場です。申請者は、もとの地主の弟です。兄さんがもう大分……、五、六年とはいわんかな、ちょっと病気になりまして、それからずっと弟さんがこの土地を管理しておられました。で、大変いろいろあったちゅうか公売になっておりますが、一応申請人が後の管理はされると思います。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と地区担当委員の補足説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。</p> <p>ありません の声有</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>賛成者挙手</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番については、原案どおり承認し決定いたします。</p>
池本委員	<p>退席します。</p> <p>池本委員 退室</p>
濱北会長	<p>次に進みます。8ページです。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>なお、この議案につきましては、1番池本委員に関する事項となりますので、長洲町農業委員会会議規則第10条の規定により議事に参与することはできません。それで、今、池本委員は退席されましたので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第28号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。</p> <p>受付番号の3番です。</p> <p>申請人でございますが、譲受人は平原区在住の方、譲渡人は腹赤区在住の方となっております。</p> <p>申請地の所在ですけれども、大字清源寺字大辻1766番でございます。</p> <p>地目は田、現況は畑で、地積は989㎡となっております。</p> <p>申請理由は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴9年以上であり、経営面積6,672㎡の農作業に従事されており、水稻の作付を行っておられます。</p> <p>申請地には野菜の作付を行うということで、今後も全ての農地を利用するというのでございました。</p> <p>機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を親戚と共同で利用され、作業されております。</p> <p>通作距離につきましては、自宅から100メートルということでございます。</p> <p>地域との調和要件につきましては、農業の維持、発展に地元と協力して共同利用施設の保全に努められているということでございます。</p> <p>周囲の営農状況でございますけれども、地域の防除基準に従って耕作するというのでございました。</p> <p>取得後の下限面積につきましても、取得後は7,661㎡であり、下限面積5,00</p>

0㎡を超えておりますので、問題はないと考えられます。

以上で、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありました。補足説明を地区担当委員の5番上野委員にお願いいたします。

上野委員 5番の上野です。場所は地図の10ページ、11ページに載っております。

クリーニング屋さんのところから右折していただいて、すぐになっております。今現在も申請しておりますような状況になっておりまして、何ら周りに影響はありません。今まできれいに活用していただいておりまして、きれいに使っていただいています。

いつでもきれいにしてありますけど、今後もますますきれいに周りと調和してやっていかれると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明と地区担当委員の説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。

どうぞ。

徳山委員 ここ是水田にも可能ですか。

事務局 水田には可能じゃないと思います。ここは水が来るような場所ではないです。

徳山委員 現況は畑ですか。

事務局 畑です。

増岡委員 済いません、点線でしてあるのは、何か建っているんですか、ここには何か。

事務局 倉庫みたいなのが少し建っています。

増岡委員 倉庫みたいなのが建っているんですね。それで、こうしてあるんですね。

事務局 はい。乾燥機とかが置いてあります。

増岡委員 これは、でも前の所有者のものでしょうか。

事務局 いや、前のじゃないです。多分もともと貸していたか使っていたという話です。トラクターとか乾燥機とかを少し置く倉庫がこの四角です。

濱北会長 ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長 なければ、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号3番については、原案どおり承認し決定いたします。

池本委員 入室

濱北会長 次に進みます。12ページです。

議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第29号でございます。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

受付番号の1番です。

申請人でございますが、永方区在住の方です。

申請地の所在ですが、大字永塩字東ノ前1711番の2でございます。

地目は畑、現況は宅地で、地積は61㎡でございます。

今回の申請につきましては、既に事業が完了しておりますので、追認案件となっております。

なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対して、始末書の添付がされております。

申請理由は、農業用倉庫。

施設面積は、56.64㎡になっております。隣接する宅地とまたがって建設されております。

建築に至った経緯につきましては、申請人の父が昭和52年に売買により取得し、その後、農業を続けていくために農業用倉庫が必要になり、昭和62年に倉庫の建築を行ったと。現在も農業用倉庫として利用されているということです。

なお、申請人は家族で田1.1haに水稻の作付を行い、耕運機、トラクター、田植え機、乾燥機1台の機械を所有されております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で一団の農地の区域内にあるということで、第1種農地として判断しております。

資力及び信用力。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しております。

計画面積の妥当性につきましては、隣接する居住地572.67㎡と申請地61㎡をあわせまして、633.67㎡であり、既存住宅の拡張に伴うものであり、農家住宅の基準面積1,000㎡を下回っているため、妥当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

申請地と隣接する宅地の間に里道がありますが、現在、申請者と長洲町建設課において、里道の取り扱いについて協議中でございます。

申請物件につきましては抵当権の設定がされておりますが、抵当権者の同意書が添付されております。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、既に事業が完了して、なしとのことです。

その他、雨水は東側の道路側溝へ放流となっております。

以上で、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。ここで補足説明を地区担当委員の4番宮野委員にお願いいたします。

宮野委員

4番の宮野です。場所は、永方のほうから六栄小学校に行きますと、油屋から北のほうへ曲がって、永方のお寺、信定寺があるところから、ちょうど葛輪のよこの左側の間です。

池本委員

申請理由は事務局の説明と変わりませんので、よろしく申し上げます。

事務局

間は道やない？

池本委員

間ですか。里道で、道はないです。昔の道です。今は何もありません。

事務局

その道の所有権はどこになるの。

一応、里道なので、町なので、今、建設課と協議中です。ほんとうは払い下

池本委員
事務局

げとか賃借とか。

そうやろうな。この道路にも番地があつとな。

この道路にたしか番地はなかったと思います。

もともとは、ここの右側に1711の1という畑があると思うんですけど、これと1711の2の枝番が分かれているので、ここはどうも一緒だったみたいなんですよ。町の道路改良で、ここに真っすぐ道ができたことによって、1711の1と2という形で二つに分かれたと。1711の持ち主さんが2まで隣の道路を渡ってあっちならというところで、どうも申請人の父親が50何年に買われてて、なのでさっきの里道というのがほんとう昔の道。

池本委員
事務局

けもの道のごたつたいね。

何か幅も1メートルぐらいのいろんなところですよ。道路ができる前にもともとあったような道ですね。いろんなことであって、その上に建っちゃったというところで、今建設課とこの里道の取り扱いについては協議中でございます。

濱北会長

ほかに何か御意見ありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ほかになければ、賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番については、原案どおり決定いたします。

次に進みます。16ページです。

事務局

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

それでは、議案第30号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出いたします。

受付番号の11番です。

申請人でございますが、譲受人は古城区在住の方、譲渡人は向野区在住の方でございます。

申請地の所在ですけれども、大字宮野字古城1284番の18でございます。

地目は田、現況は畑で、地積は47㎡でございます。

申請理由といたしましては、駐車場の建設、施設面積は同じく47㎡でございます。現在、自家用車を3台所有しておられますが、既存の駐車場が1台分であるため、残り2台については他人の所有地に駐車し、不便なため、隣接する駐車場を建設するというところでございました。

申請地の農地区分につきましては、水道、下水管、ガス管のうち2種類以上の埋設がある区域で、申請地からおおむね500メートル以内に教育施設等がありますので、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、

平成29年10月1日に着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、自家用車2台分の駐車場、47㎡の建設であり、適当と判断しております。また、申請地と道路の間に水路があります。コンクリートの橋を建設するということでした。長洲町建設課と法定外公共物の使用許可については協議済みでございます。転用の行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地につきましては、掘削し造成を行うということでしたので、掘削したのり面には崩落防止のための芝を植栽するということです。また、南側の農地についてはブロックを積み、山砂、雨水の流出防止策を講じるということでした。その他、雨水は自然排水となっております。

以上で、受付番号の11番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。ここで補足説明を地区担当委員の14番増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

14番増岡が申し上げます。18ページと19ページをごらんください。こちらは古城の分譲住宅が建っているところの一角でございます。事務局が説明されたとおり、車1台しかとめられない状況で、あとの2台はよそのところにとめてあるということです。

現地を見ましたら、入り口のところで、ちょうど指がかかっているところに側溝がありまして、やはりコンクリートの橋を入れないと、そこから車を入れていくのは難しいだろうなと感じました。あとはちゃんとされるということで、何ら問題はないかと思えます。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と地区担当委員の補足説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。

どうぞ。

池本委員
事務局

7、8、10は水田になっていますけれども、現在、作付は何ですか。

7、8、10は、一応地目上は田ですけど、現況は畑で、野菜とかが植えてあります。

池本委員
事務局

じゃあ、田じゃなくて、水稻をつくっとるわけではなかということですね。

はい、古城には。

池本委員
事務局

やっぱ宅地化してあったいな。

ここは宅地ですね。

増岡委員

周りが全部宅地ですので。

池本委員

田になっとるけんが……。

増岡委員

ああ、地目はそうでしょうけど。

事務局

現況は畑です。

濱北会長

ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手を求めます。

濱北会長	賛成者挙手
事務局	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号11番については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。受付番号12番です。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、受付番号の12番です。</p> <p>申請人でございますけれども、譲受人は鷲巣区在住の方、譲渡人は折地区在住の方でございます。</p> <p>申請地の所在ですけれども、大字折崎字秋丸1499番の7でございます。</p> <p>地目・現況ともに田で、地積は330㎡でございます。</p> <p>申請理由は、個人の住宅建設で、施設面積は78.04㎡になっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で、一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地として判断しております。</p> <p>資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローン仮審査終了書の知らせが事業費を超過しているため、適当と判断しております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年10月1日に着工予定ということで、適当と判断しております。</p> <p>計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているため、適当と判断しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地をブロックにて区画するということであり、また、日照・通風・耕作に被害を与えることはないということございました。</p> <p>その他、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するということになっております。</p> <p>以上で、受付番号12番の説明を終わります。</p>
濱北会長	ありがとうございました。事務局の説明がありました。補足説明を地区担当委員、3番坂上委員をお願いいたします。
坂上委員	<p>3番の坂上です。20ページを見てください。指の上のほうに折地の天満宮がありますけど、場所はその下です。8月にその下のほうを申請しまして、残っていたところが今回の申請です。</p> <p>道路に側溝もありまして、下水道も通ってまして、宅地にするのは何ら問題はないと思いますので、御審議よろしく申し上げます。</p>
濱北会長	ありがとうございました。事務局の説明と地区担当委員の補足説明が終わりました。この件について、何か質問等ございませんか。
徳山委員	不動産の売地が出とった看板のたつた近くですか。
事務局	いいや、違います。
濱北会長	ほかに意見ございませんか。
濱北会長	ありません の声有
濱北会長	なければ、賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長

賛成者挙手

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号12番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局

次に進みます。受付番号13番です。事務局より説明を求めます。

受付番号の13番でございます。

申請人でございますけれども、使用借人は赤田区在住の方、使用貸人も赤田区在住の方で、親子関係にございます。

申請地の所在でございますが、大字永塩字金平974番の5、498㎡、同じく974番の6、468㎡、同じく966番の28、13㎡でございます。

地目、現況ともに、畑でございます。

申請理由は、個人の住宅建設及び通路で、施設面積は個人住宅が108.3㎡、通路が481㎡でございます。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローン事前審査の結果のお知らせが事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年11月1日着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているということ及び住宅までの通路ということで、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

申請物件につきましては、根抵当の設定がされておりますが、根抵当権者の同意書が添付されております。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の一部は梨山を開墾したときに出た石が積んでありますけれども、片づけるので平たんな土地になるということで、切り土、盛り土の工事をすることなく、宅地として利用できるということです。

造成に係る土砂流出はないということと、また、現在居住地の敷地内であること、建物の境界から十分に離して建てるため、日照・通風・耕作に被害を与えることはないということでございました。

その他、生活雑排水、汚水につきましては合併浄化槽で処理し、ため池のほうに放流し、雨水は浸透枘となっております。

以上で、受付番号13番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。補足説明を担当委員の6番濱村委員にお願いします。

濱村委員

それでは御説明します。22ページ、23ページをお開きください。

この地図上ではなかなか有名な目印になるところはございません。それで

濱北会長

言葉で申し上げますと、向野踏切を渡りまして、日立造船の宮野社宅を越えまして、そこから国道の208号線に至る道路の沿線でございます。途中、その町道沿線に有明成仁病院という有名なところがありますけれども、その有明成仁病院から南側に約600メートル下ったところでございます。そこが申請地の農園の入り口になっております。

そういったところで、山林の梨園の一部を宅地に転用するというので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と担当委員の補足説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

池本委員
事務局

この一角は全部梨山やろ。

はい。

池本委員
事務局

これ、番地は何番になるの。

どこですか。

池本委員
事務局

23ページ。宅地の周囲は。

宅地の周囲、番地は974 - 1、畑というのが大きな四角です。

宮野委員
事務局

全部、山林やったとば梨山にしてもうとらすけん。

大体、申請人が持っておられるのは974 - 1の畑を中心に、975、966 - 8、974 - 2、973、972 - 1、986 - 4、同じく2、その上の969 - 3と969 - 2ぐらいは梨園です。

濱崎委員
事務局

今まではどうやって行かれていたんですか。

これはですね、今までは、地図をを見てももらえればわかると思うんですけども、地図は土手のほうに道がつくってあると思いますが、ここは園内道で舗装がされている道路です。これを囲むように、今度の申請地で斜線を引いてある部分の通路は舗装がされていない農道というか園内道として使われておられます。今回、実際通路として使うのは上というところで、転用という形ですね。なので、ぐるっと1周園内道が整備されているような形ではあります。

宮野委員
増岡委員
濱北会長

全部我が家んとやけん。

そうやね。あそこはね。

ほかに御意見ありませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号13番につきましては、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号14番です。事務局より説明を求めます。

事務局

受付番号の14番でございます。

申請人ですけれども、譲受人は岡山県岡山市在住の方、譲渡人は向野区在住の方でございます。

申請地の所在ですけれども、大字宮野字中川1101番の6で、地目は、台帳、現況ともに田となっております。

地積は338㎡でございます。

申請理由は個人の住宅の建設で、施設面積は85.4㎡となっております。

申請地の農地区分につきましては、水道、下水、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道ということで、概ね500メートル以内に教育施設、医療施設等がございますので、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの仮審査終了のお知らせが事業費を超過しているということで、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年10月1日に着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設でございますので、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているということで、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の南側にはコンクリート製のL型の擁壁を施工するということと、西側には崩落防止のための土のう袋を設置するということでございました。

その他、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するということでございます。

以上で、受付番号14番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで補足説明を地区担当委員の14番増岡委員にまたお願いします。

増岡委員

14番増岡です。24ページ、25ページをごらんください。

こちらのほうは日立団地のところをずっと通りまして、真っすぐ行くと、赤田のほうに行きますが、その前の古城のほうに、納骨堂の方からが、今この西側に納骨堂があって道路がありますけど、そこから坂をちょっと上ったところの一角でございます。指さしたところの右側は今年5月に申請して分筆して、住宅地として今、建設がなされております。その隣ということで、事務局の説明どおりで何ら問題ないかと思えます。ちょっと続きだから、あんまり問題がないかなと思えますので、失礼いたします。よろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局の説明と委員の補足説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございました。なければ、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号15番です。事務局より説明してください。

事務局

受付番号の15番でございます。

申請人でございますけれども、譲受人は古城区在住の方、譲渡人は清源寺区在住の方2名でございます。

申請地の所在ですけれども、大字清源寺字前田2725番の1、127㎡、同じく大字清源寺字前田2723番の1の89㎡で、地目は台帳、現況ともに、畑となっております。

申請理由は、個人の住宅の建設で、施設面積は79㎡でございます。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地であるため、第1種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、住宅会社の融資証明書が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

なお、住宅会社の融資に伴う事業費については、金融機関からの残高証明の融資額が超過しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年10月10日に着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の範囲にはほとんど農地はなく、工事をする際には隣接使用者に迷惑をかけないようにするというところでございます。

その他、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ、雨水は雨水枡により側溝へ放流するというところでございました。

以上で、受付番号15番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、補足説明を地区担当委員の13番馬場委員にお願いいたします。

馬場委員

13番の馬場です。位置図は26と27につけております。

譲受人は譲渡人の息子でございまして、一応最初の親の土地では狭いということで、もう一人の譲渡人の土地を譲り受け、そういうことで息子の家を建てると聞いております。

場所は腹赤小学校の西側を北のほうに500メートルぐらい行くと大体そこら辺です。土地の形がここはあまりようなかですもんね。左側はガス管で、大変困っておられましたので、ちょうどよかったという感じで言われました。上下水道は下の道路にあります。あとは何も問題はないと思います。よろしく願いします。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明と地区担当委員の補足説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号15番については、原

案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、28ページです。

議案第31号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 議案第31号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、31ページに賃借権が1件、1筆、427㎡となっております。

なお、29ページには期間ごとの面積の集計、30ページには借り手の集計となっております。

1筆でございますので、以上で議案第31号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がございました。この件について何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。なければ、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は原案どおり承認し決定いたします。

次に進みます。32ページです。

議案第32号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局 それでは、議案第32号でございます。長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について協議する必要がありますので、次のページをごらんください。

農業委員会等に関する法律の改正により新たに新設されました農地利用最適化推進委員につきましては、平成29年5月8日から六栄区域3人、腹赤区域3人、長洲・清里区域2人ということで合計8人の農地利用最適化推進委員の推薦、応募による募集を行ってまいりました。募集の結果、六栄区域3人、腹赤区域3人、長洲・清里区域2人の推薦がありました。

候補者名簿につきましては、別紙名簿をごらんください。委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

今後、農地利用最適化推進委員の候補者として推薦があった人については、欠格事項等の照会を行い、長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の運営規程に基づく評価、審査を行っていきたいと思います。

評価委員会につきましては、長洲町農地利用最適化委員候補者評価委員会運営規程第3条に、長洲町農業委員会会長、長洲町農業員会会長職務代理者、長洲町農業委員、農業委員会事務局長、その他農業委員会が必要と認める者が委員として掲げてあります。

今回、長洲町農業委員につきましては、何名の委員で構成するのかを御審議

いただきたいと考えております。ただし、今回、農地利用最適化推進委員の候補者に城戸委員がなられております。

次に、農地利用最適化推進委員の推薦者として、上野委員、馬場委員、長谷川委員がおられますので、評価委員には適当ではないと考えているところでございます。

なお、評価委員会につきましては、関係機関の候補者の欠格事項等の照会を行った後に開催し、次回の定例会で評価委員の結果を御報告し、平成29年10月31日に開催いたします臨時会にて、新農業委員により審議をいただきたいと思っております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありましたけど、この件について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長
事務局

質問等がなければ、事務局から案として何か。

事務局の案といたしましては、農地利用最適化推進委員は担当区域が決まっておりますので、各区域1名の委員により構成をしてはと思っております。

まず、規則で規定されております会長は清里区域でございます。職務代理者の濱口さんが腹赤区域でございます。長洲区域につきましては、長谷川委員が推薦者でございますので、濱崎委員にお願いしたいと思っております。六栄区域につきましては、次期農業委員でございますので、増岡委員にお願いしてはどうかなということで案を今考えているところです。

濱北会長

ただいま、事務局の案の説明がございましたけど、この件について何か御意見はございますか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございました。賛成という言葉が出ましたので、ありがたく、そうしたいと考えております。

ほかに最適化推進委員候補者評価委員会の委員につきましては、濱崎委員、増岡委員、よろしく願いいたします。

また、日程等につきましては、事務局より通知させますので、お忙しい中よろしく願いしたいと思います。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。委員の皆様から、その他御意見ございませんか。

池本委員

じゃあ、私のほうから、その他の件で。

前回の定例会で、私は農地パトロールが終わった後、感想も含めて三つの件を要望しました。一つは、向野踏切のあそこの土地。もう一つは、耕作放棄地に対する農業委員会の取り組み、いわゆる通知とか何とかを出すことですね。

もう一つは、今日も29号で出ていましたけれども、もともと既に30年前に家が建っていましたよと。そういったことをそのまま放置しておった。こういったことを見直して、宅地として利用している場合、いわゆる許可したときはまだ半分は農地であった、その後半分に家を建てて、許可したものがそのままな

って、後で始末書で処理する分。そういったことがあると。三つを要望したんですけど、この要望に対して事務局内でどういう……。1カ月たちました。どういう対応をとられたのか、また話し合いが何かされたのか。

1カ月、おそらく話し合いもしていないと思うんですよ。こういった定例会で出た意見・要望については必ず、委員長は事務局に大切なことだからどうしますかと話し合うべきだと私は思います。それがなければ、委員会があっても何もならん。もうこれはずっと私はいろんな要望を出しても、それに対して大した返答が返ってこないわけなんですよ。

だから、こういったものを一つずつ、委員長が事務局に指示して、事務局と委員長が話し合っ、出た要望については、こういう対応をとりますということを、こういった委員会ではっきり言えるようにしなければ、今後、委員会としての機能を全く果たさん。やっても何もならん委員会になってしまうんですよ。だから、そういったことで30年も前に建てとった家を始末書で今、処理するというような形がほかにもいっぱい見えてあるわけですね。

もう一つは、通知については、事務局のほうから私たちが回ったところで、徳山さんと回ったんですが、非常に迷惑していますということで、事務局のほうにも本人から連絡があったんですね。地主が見に来て、こがんなとって知らんやっつと、迷惑かけましたと言って、おわびの言葉があったそうです。

と同時に、私は当面、耕作放棄地に大木が植わって、よそに迷惑かけているんですけれども、迷惑かけとるかもしれんばってん、役場から何も言うてこんけんが、もうそんまましとこうだいと。こういった地主の管理なんですよ。特にそういったことで不在者地主、地区外におる地主あたりは迷惑かけとつとを全く知らんと。そういったことについては早急に対応をとるべきだと思います。

今日、私が再度確認したので、委員長、これは事務局と話し合っ、どうするか、次の定例会には報告ができるようにしておいてほしいと思います。なければ、我々が農地パトロールしたって何にもならんわけですよ。でなければ、定例会あたりも誰も意見も述べん。ただ時間だけ過ぐすとよかたいということで、全く進歩のない農業委員会になってしまうと思います。

今の件については、次回に。

具体的に言えば、向野踏切の困っとうとこばですね、県が許可せんというならば。じゃあ、県ば、地元のもんが言うわけですよ。そがんと県が許可せんなら、県ば引っ張ってきて実情ば見てもらうたらどうですかと。そして、許可せんとかほんとうか、許可すつとがほんとうか、その辺を判断してもらわんと、また、すぐ木ば切ってくれてきれいにしたばってん、1年すつと、また山になるわけですよ。今度、我々、農地・水で重機の腕の長かつば借ってきて、上げてやったばってんですよ、そういうのもまたすぐにだめになってしまうわけですよ。

やっばそういった問題を一つずつ解決するのが農業委員会なんですよ。だから、県が許可せんなら、県に来てもろて見てもらったらよかじゃん、実情ば。

濱北会長
池本委員

私たちはそう言いました。その地域の人からそう言われました。県が許可せんちゅうて、県に来てもらうたら、どがんすつとですかと。具体的にですね。さっきも言うたように、私げな木が太かけん、よそに迷惑かけよるかもしれんばってん、何も役場から言わっさんけん、そのまましとこうだい、大ごつやけんになるわけなんですよ。

徳山委員 済みません、その踏切のところ、私、通るたんび見とばってん、今、きれいかで。あれ、何で県は許可せんやったですかね。

事務局 あれは道路から1筆入とるけんです。道路から1枚入とるです。道路から1筆はオーケーだって……。

徳山委員 だけん、手前の人はいるて言いなはったでしょう。今ブロックもついてあるし。許可せんというのはおかしかな。

事務局 だから、うちは許可してくれって。

池本委員 結局は買えなかったんですよ。今、ブロックを継いだる人もね。

事務局 そうです。うちは許可してくれって言うたばってんが、許可できんとですよ。そこで線ば引いとるもんでですね。

池本委員 農地・水で刈ったりしてやんなさるならよかばってん、将来どがんなるか。

徳山委員 それはもう絶対解決せないかん。私はそん、鉄道が路肩が困るといよいよとかなと思っただってん、そうじゃなかならね。

池本委員 持とる地主も、ただででんよかけん、ここばこうちくれんち言われて、ただでできんけん1,000円でよかち言わす。そして、自分も要らんわけやんな。

増岡委員 そうそうそう。

徳山委員 町が解決せないかんですよ。

池本委員 いや、町がじゃなくて、農業委員会が解決せないかん。

徳山委員 だけん、もうそれはそうですけど。

池本委員 そがんとも解決しきらんごた農業委員会なら、何やって。そがんとば解決すつとが委員会だけん。

徳山委員 それは県の考えがおかしかもんね。許可されんちゅう自体が。どうしてかなって、県が。

濱口委員 県がやったら長洲町の農業委員会が現地視察ば望んどるけんちゅうことで、現地さん足運ぶとかせんと。

事務局 ありますよ。

濱口委員 あるとね。そういう困ったときは農業委員全員で現地行って。県から来てもらうて。

池本委員 わしは解決方法あつと思っわけですよ。解決方法はあるばってんですよ、ただ農業委員会は手ばこまねいとるだけです。

徳山委員 ほんと困ることは何回でん行かなんですよ。また来たかちゅうぐらい。

池本委員 でなかったら、もう何遍しても同じこつじゃん。そして、今度は、もうあそこも八チのおつておおごただったんじゃけん。切つとでんが。

徳山委員 今はほんとうきれいになつとる。

池本委員 5人ででん2日かかったろうが。5人で2日かかったら労務費だけでんがど

れだけかかるか。

徳山委員 濱北会長 事務局 徳山委員 事務局 濱北会長 徳山委員 増岡委員 徳山委員 上野委員 池本委員 徳山委員 池本委員 徳山委員 濱北会長 池本委員 濱北会長 事務局 池本委員 徳山委員 池本委員

気になって通るたんび見るとですけどね。一旦停止する前に。県の農業会議に一遍聞いてみましょう。

そうですね。県には確認してみます。

じゃあ、今んとこ、九州ぐらゐの放棄地があるでしょう、宅地も入れると。昨日のテレビでね、九州ぐらゐの面積のあるて。結局は不在者がわからんけん。地主不在かな。

そうですね。今までも遠隔地にいる地主の耕作放棄地なんて知らんわけじゃんな。迷惑かけることも知らんわけやん。

現状ば、変えるには相当がまださんとできんと思うんですよ。あそこを通るたび不思議でならんとですたい。何ならんとか。何ができんちゅう基準があると。

わからん。

隣には立派にハウスつくってしよんなとやけんが、やっぱ周りをようしてやらんなら。

交渉を個人でしにくかなら、委員会でやっていけばよかと思うとですね。交渉ばできないですよ。

そらほんな一例やけんな。そるも解決しきらんなら、いっちょん解決しきらんとよ。

だけん、この国も宅地を含めて法ば変えようとかしようですたいね。

30年前んとばしましうて始末書なくて、やっぱり我々が農地パトロールしたなら、あすけなもう家建つとったごたるよ、あそこ、ほんなこて宅地やったつかねって。こっちは農地になつとろうがというのが出向いてですな。やっぱり出向いてでんですね、やっぱりもう宅地に変えるべきよな。税金も課税台帳上はそういった雑種地かなんかで宅地なんかそろつとらんよな。そればいつまでんそがんとくわけにはいかんもん。素人ばっかいっぱいおって、まかせんわけたいな、農業員会もな。任せんちゅうことは人を増やさないかんわけだ。

特に迷惑しとらんようならよかつですけど。

確かにあその踏切のあそこは今、切ったばかりで、きれいになつとるばつてんな。もう半年、1年すると、またあがんなつとはのは見えとつただけんな。

交通安全上もな、踏切の前で右、左見るのと見んとはやっぱ違うもんな。

なら、県のほうに相談して。

そうですね。あとは法律ですな。法律ばどがんやって、こがんでしよって解釈は非常に難しいですな。あとはルールをどうやってクリアするかでしょうね。

まあ、県庁の職員も頭のよかけん、どがなかするよ。県のほうが許可したけんって、腹もなん痛うなかつやけん、そら。あそこば許可したけんって、何の問題なかじゃん、県にはな。

不思議な案ですたいね。

そしてな、やっぱあがんとこ更地にして、きれいにして太陽光どんするとちようどよかたい。地形もわるかし。

濱北会長
池本委員

今の話は次の委員会でどうにか結論が出るように話をします。進めます。
今の1件じゃなかろうが。3件ともよ。

(その他事務局説明)

1. 農業委員について
2. 最適化推進委員について

濱北会長
事務局

それでは、これで平成29年度第6回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。
起立。礼。

閉会(終了 午前11時8分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印